

5月4日からの新たな措置(教育機関が通常の活動再開, あらゆる行事や活動は感染予防措置が厳格に尊重されれば許可等)

#### 【ポイント】

4月29日(水), ニューカレドニア政府は, 5月4日(月)から6月14日(日)(同日含む)までの新たな措置を発表しました。

- 小学校から高校まで教育機関は, 通常の活動を再開する。人数制限はなくなり, クラス全員で受講できる。マスク着用は許可されるが義務ではなく, 出欠に関する規則を復活させる。
- あらゆる行事や活動(スポーツ, 文化, レジャー, 宗教, 社会慣習行事等)は, 1メートルの社会的距離確保を含めた感染予防措置が厳格に尊重されれば許可される。
- 仮に社会的距離の確保が尊重できないならば, 参加者の身元が確認できるか, マスクを着用しなければならない。

5月4日(月)以降, 上記以外にも各種措置が変更となる予定ですので, 以下ご確認ください。

#### 【本文】

4月29日(水), ニューカレドニア政府は, 25日間にわたり新たな感染者が発生していないこと, これまで厳しい措置を実施してきたことを踏まえ, 今後感染の迅速な発見と治療を確実なものとするために, 5月4日(月)から6月14日(日)(同日含む)まで新たな措置を実施すると発表しました。

- 1 小学校から高校まで教育機関は, 通常の活動を再開する。人数制限はなくなり, クラス全員で受講できる。マスク着用は許可されるが義務ではなく, 出欠に関する規則を復活させる。
- 2 あらゆる行事や活動(スポーツ, 文化, レジャー, 宗教, 社会慣習行事等)は, 1メートルの社会的距離確保を含めた感染予防措置が厳格に尊重されれば許可される。仮に社会的距離の確保が尊重できないならば, 参加者の身元が確認できるか, マスクを着用しなければならない。
- 3 社会的距離を確保することが不可能な, レジャー施設(映画館, 劇場, ゲームセンター, カジノ, ビンゴ等)及び公共交通機関(バス, 飛行機, 船)では, マスク着用を義務付ける。
- 4 カフェ等の酒食を供する店(debit de boissons)やバーの開店を許可する。但し, 感染予防措置を尊重し, テーブルでサービスを提供しなければならない。
- 5 スポーツ競技や(見本市等の)大規模行事は引き続き禁止, ディスコやナカマルも引き続き閉鎖する。但し個人スポーツ(ゴルフ, ジム, 乗馬等)については5月1日(金)から活動再開を許可する。
- 6 50名以上の集会を許可(但し, 社会的距離の確保, もしくは参加者の身元確認, もしくはマスク着用が必要)。
- 7 民間交通機関, とりわけスクールバスは, 乗客の身元確認できる措置が講じられている場合には, マスク着用は義務ではない。
- 8 4月20日(月)まで講じられている現行措置は5月3日(日)(同日含む)まで有効。

詳細については、以下のリンク先をご参照ください。

○ニューカレドニア政府 Facebook (新たな措置の概要)

<https://www.facebook.com/GouvNC/posts/2887650884617863>

○ニューカレドニア政府ホームページ (発表内容を L'essentiel de l'actualité の冒頭に掲載)

<https://gouv.nc/coronavirus>

○サンタ大統領記者会見

<https://www.facebook.com/GouvNC/videos/1115530575469922/>

#### 【参考になるサイト】

○ニューカレドニア政府ホームページ (新型コロナウイルス特設ページ)

<https://gouv.nc/coronavirus>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所 (新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ (ニューカレドニア)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_nc.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html)

#### 【問い合わせ先】

●在シドニー日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

●在フランス日本国大使館

Ambassade du Japon en France

7, avenue Hoche 75008 Paris

代表電話: 01-4888-6200 (海外からは+33-1-4888-6200)

Web: [https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [consul@ps.mofa.go.jp](mailto:consul@ps.mofa.go.jp)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>